

## 蟹江町電子入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、蟹江町契約規則（昭和41年3月24日規則第6号）及び蟹江町建設工事入札取扱内規（昭和57年5月25日内規第2号）に定めるもののほか、蟹江町があいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から発注見通しの公表、入札公告・指名通知、入札・開札、落札結果の公表までの一連の手続きを利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行う、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子入札システム」という。）をいう。

(2) 電子入札

電子入札システムを利用して行う入札手続きをいう。

(3) 紙入札

電子入札システムを利用しないで書面により行う入札手続きをいう。

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(5) 執行担当者

発注機関において、電子入札システムを利用する案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。

(6) 執行補助者

執行担当者とともに開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員をいう。

### (入札案件)

第3条 電子入札システムを利用する電子入札案件は、原則次に掲げるものとする。

| 区 分                     | 入札方式   |
|-------------------------|--------|
| 建設工事・設計・測量・建設コンサルタント等業務 | 指名競争入札 |

### (利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、あらかじめ、電子入札システム利用規約に基づき、入札参加資格審査申請をしなければならない。

2 利用者登録済みのICカードが失効した場合は新たに取得したICカードにより再度、利用者登録を行うものとする。

- 3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

第5条 ICカードの名義人は蟹江町入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)とする。

- 2 入札参加者が経常的に構成される共同企業体の場合は、代表構成員が単体で使用するICカードとは別に、代表構成員の代表者の名義でICカードを取得するものとする。
- 3 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

(案件登録)

第6条 執行担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、指名審査会により指名業者が決定された後、速やかに入札案件の概要を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 執行担当者は、指名競争入札にあつては、指名業者へ指名通知書を発行するものとする。
- 3 執行担当者は、公告日・公示日等の日の前日までに入札案件の内容について錯誤があった場合は、入札案件の内容を変更又は削除するものとする。
- 4 執行担当者は、入札書受付開始後に入札書受付締切日時等の日時情報の変更を行う必要が生じたときは日時情報を変更し、入札参加者へ日時変更通知書を発行するものとする。
- 5 執行担当者は、入札書受付締切日時までに入札を中止する必要が生じたときは、入札参加者へ中止通知書を発行するものとする。
- 6 執行担当者は、開札を取りやめる必要が生じたときは、入札参加者へ取りやめ通知書を発行するものとする。

(電子入札手続)

第7条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した後、入札手続を行わなければならない。

- 2 入札参加者は、電子入札に際して、錯誤、積算ミス、仕様書等の認識不足により入札金額を誤って登録した場合、当該入札書提出後の辞退は認められず、当該入札は有効なものとして取り扱うものとする。なお、落札者決定後、当該契約を辞退する場合は、指名停止措置等が講じられることもあるため十分注意するものとする。
- 3 入札参加者は、電子入札システムの添付機能を利用して内訳書、誓約書等の資料を提出する場合のファイル容量は、ファイルの圧縮後において1MB以内とし、1MBを超えるものについては入札書受付締切日時までに郵送又は持参により提出するものとする。なお、資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は次のとおりとする。

| 使用アプリケーション              | 保存するファイル形式     |
|-------------------------|----------------|
| Word (Microsoft Corp.)  | Word2007 形式以下  |
| Excel (Microsoft Corp.) | Excel2007 形式以下 |

|     |  |
|-----|--|
| その他 | PDF (Acrobat7.0 以下)<br>画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式)<br>圧縮ファイル (Lzh・Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式(EXE 形式) は認めない。) |
|-----|--|

4 入札参加者は、電子入札システムの利用にあたっては、コンピューターウイルスに感染しないようウイルス対策を講ずるものとする。

5 執行担当者は、入札参加者が提出した電子ファイルにウイルス感染が判明した場合は直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と判断できるときに限り認めるものとする。

(紙入札への変更)

第8条 電子入札案件の登録後、執行担当者の使用に係る電子入札システム端末機の障害又は広域停電等のため、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、電子入札を紙入札へ変更するものとし、執行担当者は全ての入札参加者に対し電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、文書(様式第1号)により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
- (2) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い(入札書は除く。)、再度の交付又は受領は要しないこと
- (3) 既に送信された電子入札書は無効とし開札を行わないこと
- (4) 既に電子入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(紙入札の届出)

第9条 入札参加者は、次に掲げるやむを得ない事由により電子入札システムを利用することができない場合は、入札書受付締切日時に間に合うよう紙入札参加承認願(様式第2号)を町長へ提出し、承認(様式第3号)を得るものとする。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札の参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく紙入札での参加ができるものとする。

- (1) ICカードが破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合
  - (2) ICカードの登録内容変更のため、新名義でのICカード取得手続中の場合
  - (3) 前各号に掲げるもののほかやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続きの進行に支障が生じない場合
- 2 前項の規定により紙入札を承認した場合、執行担当者は速やかに当該入札参加者を紙入札業者として電子入札システムに登録し、当該入札参加者に対しては、以降、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。なお、既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。
- 3 紙入札による入札書は、蟹江町入札者心得書(以下「心得書」という。)の規定を準用する。この場合、入札書の欄外に電子くじ番号(3桁の任意の数値)を記入すると

もに、開札日時に入札書を持参するものとする。

4 紙入札による入札書に使用する印鑑は、契約の締結に使用する印鑑とする。

(電子入札の辞退)

第 10 条 入札参加者は、電子入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに辞退届を送信するものとする。ただし、紙入札の届け出をした者が辞退しようとする場合は、開札日時までに 書面により辞退届を提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第 11 条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、又は撤回をすることができない。

(開札)

第 12 条 執行担当者は、開札日時を経過した後、契約担当者、執行担当者所属の長及び執行補助者立会いのうえ、速やかに開札を行うものとする。

2 紙入札の届け出を受けた者がある場合は、執行担当者は入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を登録したのち、予定価格を登録し、一括開札を行うものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記載がない場合は、執行担当者は入札書の到達順に電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

3 希望する入札参加者は、開札に立会うことができるものとする。

(落札決定)

第 13 条 執行担当者は、開札後入札者の使用した I C カードの名義人及び有効期間が正しいものであることを確認するものとする。

2 執行担当者は、電子入札システムに落札決定の電子署名を行うものとする。

3 前項の署名は、落札決定を保留とした場合及び特段の事情により入札を取り止める場合も同様とする。

(電子くじによる落札決定)

第 14 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(電子入札の無効)

第 15 条 次に掲げる電子入札は無効とする。

(1) 入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに送信のない電子入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札

(3) 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人の I C カードを使用する等、I C カードを不正に使用して行った電子入札

(障害発生時の対応)

第 16 条 執行担当者は、電子入札に使用する機器の障害又は広域停電等のため電子入札システムが使用できなくなった場合は、次に定めるところにより対応する。

(1) 短時間の障害であり復旧の見込があるときは、必要に応じ、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害であり復旧の見込がないときは、第 8 条の規定によるものとする。

(雑則)

第 17 条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

入札方法変更通知書

第 号  
年 月 日

様

蟹江町長

下記案件の入札について、蟹江町電子入札実施要領第8条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1. 工事名  
（業務名）

2. 路線等の名称

3. 工事場所  
（業務場所）

4. 既に完了している書類の送受信について

- (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱います（入札書は除く。）。
- (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
- (3) 既に入札書を送信した方は、改めて入札書を提出してください。

5. 紙入札に関する事項

- (1) 入札日時
- (2) 入札場所
- (3) その他 紙入札に係る留意事項は、蟹江町入札者心得書を参照して下さい。

様式第2号（第9条関係）

紙入札方式参加承認届

蟹江町長 殿

氏名印  
住所  
(名称及び代表者氏名)

下記案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札システムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1. 工事名  
(業務名)
2. 路線等の名称
3. 工事場所  
(業務場所)
4. 電子入札システムで参加できない理由

様式第3号（第9条関係）

紙入札方式参加承認書

様

蟹江町長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を承認します。

1. 工 事 名  
（業 務 名）

2. 路線等の名称  
（業 務 場 所）

3. 工 事 場 所

4. 紙入札に関する事項

(1) 入札場所

(2) その他の事項

- ・開札予定日時に入札書を持参のうえ、入札場所へお越してください。
- ・入札書欄外に、電子くじ番号（3桁の任意の数値）を記入してください。